

広島県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
深見歯科	呉市吾妻二丁目九番二九号	平成二十二年八月二二日
加島薬局	東広島市西条栄町一〇番二七号 栄町ビルディング二F	平成二十二年七月二二日
株式会社キリン堂薬局	安芸郡府中町大須一丁目一七番二一 号	平成二十二年七月二六日